

Title	ウクライナのEU・NATO加盟問題
Sub Title	Ukraine's accession to the EU and NATO
Author	東野, 篤子(Higashino, Atsuko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.1 (2011. 1) ,p.339- 377
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田中俊郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110128-0339

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ウクライナのEU・NATO加盟問題^①

東野篤子

はじめに

- 1 米欧によるウクライナ民主化支援
- 2 ウクライナのNATO・EU加盟をめぐる米欧の立場
- 3 ウクライナのNATO加盟問題
- 4 ウクライナのEU加盟問題と欧州近隣諸国政策
おわりに

はじめに

本稿では、ウクライナの民主化支援およびEU・NATOへの参加問題をめぐる、米欧間および欧州諸国間の対立と協調の構図について検討する。本稿でも述べるように、米欧諸国はユーロ・アトランティック地域における良好な安全保障環境の創出に関心がある。またEUはその対外政策の実施において、「規範的勢力」(normative power)⁽²⁾」および「善のための勢力」(force for good)⁽³⁾」であることも目指している。このようななかで米欧は、ユ

「ロ・アトランティック地域の旧共産主義諸国の民主化を支援しつつ、地域的安全保障および統合体の政策や活動になんらかのかたちでそれらの諸国を参加させること、そして最終的にはフルメンバーとして加盟させることを対外政策の手段として確立しつつある。EUの「第五次拡大」(二〇〇四年および二〇〇七年) およびにNATOの冷戦後の二度の拡大(一九九九年および二〇〇四年)は、中東欧諸国の民主化・安定化・市場経済化をもっとも強力に推進した原動力であるとされている。EU非加盟およびNATO非加盟の諸国からは、EUやNATOに加盟することが民主化や市場経済化の推進のため、そしてより安定的な国際環境に自らをおくための手段として期待されるようになってきたし、EUやNATO加盟国も、外交政策ツールとしての拡大の有用性を強く認識するようになってきた。そして現在、EUとNATOの双方にとって、ウクライナと中長期的にどのような関係を構築していくのか、そして同国の加盟を受け入れるのか否かが極めて重要な課題となっている。しかし同時に、同国は多くの既EU・NATO加盟国にとって、「ロシアと国境を接する、貧しい大国」であり、それゆえに同国が脅威の対象とされるケースも散見されてきた。

EUは、ウクライナをはじめとするEU周辺地域の国々の安定が、自らの安全保障に直接関わる問題であると認識している。⁽⁵⁾このためEUは、加盟準備支援を含め、経済協力を中心とした「アメ」と、当該諸国における人権侵害や抑圧に対する警告や制裁といった「ムチ」とのバランスをとりながら、慎重に関係の発展を図りつつ、対象地域の安定を目指している。同時に米国は、民主化以降、ウクライナやグルジアへの戦略的関心を強めている。これらの理由により、「民主的なウクライナを西側につなぎとめておくこと」は、米欧共通の重要課題のひとつとして挙げられてきた。⁽⁶⁾EUやNATOへの加盟も原則的にはその民主化支援の延長線上にある政策といえよう。しかし本稿でも論じるとおり、同課題への対処方法については、両機構間でも、加盟国間でも大きく異なってきたし、ウクライナ側の両機構への加盟希望の度合いにも大きな違いがある。さらにこの点とも関連するが、

二〇〇四年のオレンジ革命およびそれに伴うユーシェンコ (Viktor Yushchenko) 大統領の就任は、同国とEUおよびNATO関係の強化を大きく促進した一方で、二〇〇七年十一月のティモシェンコ (Yulia Tymoshenko) 首相の就任および二〇一〇年二月のヤヌコーヴィチ (Viktor Yanukovich) 大統領の就任は同国の親ロシア路線の強化を意味するものとみなされ、「オレンジ革命は失敗した」という評価を米欧諸国に広めることになった。⁷⁾ こうした同国の国内政治上の変化も、同国とEU・NATO関係の展開に大きな影響をもたらさずにはおかないであろう。

それでは、冷戦後の米欧の対ウクライナ政策は、そもそもどのようなようにして実施され、米欧間でどのような政策協力が実施されてきたのか。同国のEUおよびNATO加盟問題をめぐる既加盟諸国の対応はいかなるものだったのか。また、同国のユーロ・アトランティック構造への参加問題をめぐり、米欧間で、あるいは欧州諸国間で、どのような見解の相違が存在してきたのか。またこれらの米欧諸国のスタンスは、実際のウクライナのEU・NATO加盟にどのように反映されてきたのか。この点を明らかにすることが、本稿の目的である。

本稿の構成は以下のとおりである。まず第1節で、米国とヨーロッパの外交政策協力対象としてのウクライナ民主化支援について、米国とEUの間で合意された政策文書などを主な手がかりとしつつ考察する。これにより、米国やEUの外部の諸国の「民主化支援」や、欧州周辺地域に位置する不安定な諸国を環大西洋の協力枠組みに強力に取り組むことが、米欧共通の重大な課題として何度も言及されていること、そしてウクライナはそのもっとも重要な対象とされてきたことを示す。ただし、こうしたかたちで曲がりなりにも一定の成功を収めた民主化支援は、NATOやEUの加盟問題にスムーズにつながっていったわけではなかった。そこで第2節では、ウクライナのEUおよびNATO加盟問題をめぐる、既加盟国間の賛成と対立の構図について概観する。そのうえで第3節および第4節では、ウクライナをめぐるNATOとEUの政策についてそれぞれ時系列的に検討したうえ

で、現段階での問題について整理する。最後にウクライナの NATO および EU 加盟問題を歴史的観点から総括しつつ、その問題点を考察して結びとしたい。

1 米欧によるウクライナ民主化支援

同国と米欧諸国との関係構築がヨーロッパ国際政治上のひとつの焦点となったのは、二〇〇四年の「オレンジ革命」がきっかけであった。劇的な民主化と、明確に親米・親ヨーロッパ政策を掲げるユーシチェンコ政権の成立により、同国の民主化の進展を支援することが米欧共通の関心事項となったのである。

とはいえオレンジ革命以前からも、ウクライナの民主化支援は米欧間の協力の重要なアジェンダとなっていた。クーパー (Robert Cooper) が指摘するように、EU と米国は自らの身を守り、民主化を推進するという必要性を中心に据えた基本的な外交政策のアジェンダを共有していると評価することは可能であり、その民主化達成のための米欧協力の例としてウクライナが挙げられてきたことには着目すべきであろう。そこで本節では、米国と EU の間で合意された文書を主な手がかりとして、米欧関係においてウクライナとの関係構築がどのように位置づけられていたのかについて考察する。

現時点において米・EU 関係を規定する文書は、基本的には一九九〇年一月の「環大西洋宣言」(Transatlantic Declaration : TD)⁽⁹⁾と、一九九五年二月の「新・環大西洋アジェンダ (New Transatlantic Agenda : NTA)⁽¹⁰⁾」の二つである。TD は、冷戦崩壊直後の世界に対し、米欧が協力して取り組みうる政策課題について列挙している。さらに、TD を具体化する形で合意された NTA では、「我々はヨーロッパの将来の安全保障についての戦略的ビジョンを共有している。我々はともに、次世紀にわたって継続的な平和を確保する道筋を描い

てきた」との文言を掲げつつ、米・EU協力を目指す四つの政策領域を規定し、これを実現するために米・EU間での政治レベル・事務レベルでの定期協議を実施することを取り決めた。

TDとNTAの政策目標の類似性の一つ挙げるとするならば、中・東欧および旧ソ連地域の民主化支援である。TDが策定されたのは冷戦体制崩壊直後の時期でもあり、中・東欧諸国の民主化支援は米・EC(当時)の「共通のゴール」として何度も言及されていた。NTAにおいても、米欧が協力を目指す第一の領域として「平和と安定、民主主義と発展を推進すること」が挙げられ、とりわけウクライナについては、同国内に存在する国際犯罪組織などとの闘いにおいて、米欧が協力して支援を行っていくことが非常に重要な目的として掲げられている。NTAと同時に策定された「米・EU共同行動計画 EU-US Joint Action Plan (JAP)」では、NTAで定められた四つの領域における一五〇の共同行動を決めており、ここでもTDと同様、ウクライナにおける民主化・安定化の推進と、市場経済への移行に向けた米欧間の対話と協力の強化(政治レベルでの協議や技術支援の共同実施など)が極めて大きな目標として定められていた。⁽¹¹⁾

こういった米欧の取り組みにより、ウクライナの民主化支援をめぐる米欧間協力は「驚くほどに活発」と評価されるに至った。⁽¹²⁾さらに、オレンジ革命での第二投票実施をめぐる米欧とEUによる介入については、米欧協力の可能性についてこれまできわめて懐疑的な見解を表してきた米国の研究者のケーガン(Robert Kagan)でさえ、このときの米欧の対応については「ウクライナで繰り返されたドラマにおいて、ブッシュ政権とEUは麗しい環大西洋協力でコミットしてきた」と認めている。⁽¹³⁾また二〇〇五年に実施された欧州委員会の委託研究も、JAPの「安定し、繁栄するヨーロッパを目指しての協働」という項目のもとでの米欧政治協力は、ウクライナの民主化プロセスへの支援において最も成果があり、また米欧双方の政策担当者もその成功を強く自覚しているとの調査結果を出している。⁽¹⁴⁾

ただし、米国とEUの双方にとって、ウクライナが重要な対外関係の対象であり、同国の支援にあつたての米欧協力も一定の成功を収めてきたという点を考えるにあつては、以下の三つの点に留意しておく必要がある。第一に、米国とEUの外交政策にとつての、ウクライナの「相対的な」重要性は当然ながら異なつていゝ点である。米国はとりわけ冷戦後のウクライナに対しては特別な関心を払つてきたものの、ウクライナは米国にとつて圧倒的プライオリティを占めるアジェンダではない。九・一一後の米国の外交政策の中心的関心は中東や東南アジア、さらには中国やインドに向けられていゝのであり、それらの地域と比較すれば、(おそらくロシアを除く)旧ソ連地域は米国外交政策にとつては二次的な関心を占めるものでしかない。⁽¹⁵⁾これに対し、E S Sにもみられるとおり、EU諸国にとつて最大の外交政策上の関心地域はウクライナをはじめとする欧州近隣諸国であり、⁽¹⁶⁾ウクライナにおける不安定化は直接的にヨーロッパ諸国に伝播する懸念もあるのである。そうであるとすれば当然、米欧の間には、同問題に対する温度差が存在しよう。この温度差は、本稿の主要なテーマであるEU・N A T Oの拡大問題にも、直接的に影響を及ぼしてくる。

第二に、米欧の双方がウクライナに関心を抱いていゝことには間違いはないとしても、このことは必ずしも、同国が米欧協力の重要な対象であることを意味するものではないという点である。EU側からすると、米・EU間での外交協力を実施していくターゲット地域としてしばしば挙げられるのはバルカン諸国、アフガニスタン、地中海および中近東、アフリカ、アジアであり、⁽¹⁷⁾ウクライナを含む旧ソ連地域はそのなかに言及されていない。すなわち、ウクライナをめぐる協力は、米国とヨーロッパのそれぞれにとつて重要ではあるものの、米欧間の協力案件として最重要のものではない。そして協力の内容が民主化支援のようなアジェンダでは、先鋭化した利害対立もおこりにくいという側面も指摘できよう。さらに、同国のEUやN A T Oの加盟問題が、表立って米欧の協力案件としてとりあげられたことはない。このことが、ウクライナの民主化支援については米欧間においてそ

れなりの合意と協力体制がなりたち、EUやNATOの加盟問題については本稿で見ると少なからぬ見解の乖離が存在してきたことの、ひとつの背景となりうる。

そして第三に、EUやNATOの加盟国の対ウクライナ観が一枚岩ではなかった以上、それをめぐる米欧間の協力において、「欧」が果たしてどの程度の一体性を維持することができたのかについても留意が必要である。前述の欧州委員会の委託研究では、ウクライナ問題を米・EUで協議する場合、EU側はしばしばEUとしてではなく、ウクライナにとくに関心の深い加盟各国の首都や大使館を通じて米国との協議を図ってきたという、興味深い点を指摘している。⁽¹⁸⁾これはまさにウクライナの問題においてEUが一体性を示すことが困難であったため、EUとしてではなく、各国レベルで米国との政策協調が試みられたことの証左であろう。したがって、こと対ウクライナ政策については、「米国対ヨーロッパ」というかたちでアプローチが異なっている場合はかりではなく、ヨーロッパ内部においても様々な立場が存在しており、それによってEUやNATO加盟のヨーロッパ諸国間で統一的な立場をとることが困難となつている場合がしばしばみられてきた。したがって、ウクライナのEUおよびNATOの加盟問題を考える場合には、米欧間の対立と協調だけではなく、いわば「欧欧」間の対立と協調の図式もまた、みていかなければならないのである。

そこで次節では、ウクライナのEUおよびNATO加盟問題をめぐっては、同盟内およびEU内に、どのような賛成と反対の構図が存在するのかについて概観していく。

2 ウクライナのNATO・EU加盟をめぐる米欧の立場

ウクライナは、ヨーロッパではロシアにつぐ国土面積を有し、ロシアからEUに輸出される天然ガスの約八割

がウクライナを經由している。このことから同国は、地政学的にも、またエネルギー安全保障の観点からも、ヨーロッパ安全保障上重要な位置を占めていとされてきた。⁽¹⁹⁾ さらにウクライナは、二〇〇四年にポーランド、スロバキア、ハンガリーが、そして二〇〇七年にルーマニアがEUに加盟したのに伴い、EUとロシアとの間に位置することになった。同様に、一九九九年にポーランドとハンガリーが、二〇〇四年にスロバキアとルーマニアがNATOに加盟したことに伴い、NATOとロシアとの狭間に立つ国でもある。EUおよびNATOの文脈においては、東西ヨーロッパに新たな分断線を生じさせてはならないとする議論が展開されてきたが、⁽²⁰⁾ ウクライナはまさに両機構の東の境界線に位置している。同国との関係構築は、EU拡大やNATO拡大の論理的帰結としてとらえられる問題なのである。⁽²¹⁾

その一方で、EU拡大が「我々の安全を増加した一方で、問題のある地域に我々を近づけることにもなった」と欧州安全保障戦略 (European Security Strategy : ESS) に記述されていることからもうかがえるとおり、同国を中心とした旧ソ連諸国は長らく、不法移民や麻薬、組織犯罪や環境汚染の輸出元とみなされてきており、こういった不安定要素がウクライナを通じてEU加盟諸国に流入するのをいかに防ぐかが、ヨーロッパ諸国にとって重大な安全保障上の関心となってきた。さらに、ロシアとウクライナとの間でしばしば表面化するガスの供給をめぐる軋轢は、EUにとつては前述のエネルギー安全保障の観点から重要な問題であるだけでなく、EUの対ロシア関係をも左右するような極めてセンシティブな問題となってきた。

それでは、米国およびEU加盟諸国は、ウクライナのNATOおよびEU加盟問題にはどのような立場をとってきたのだろうか。まず米国は、同国のNATO加盟を最も積極的に推進しつつ、EU加盟も (EUの外部者の立場ながら) 強く支持するという姿勢を維持してきた。米国は、ソ連崩壊以降、ウクライナの家建設と民主化には手厚い支援を行ってきており、一九九〇年代においては、ウクライナは米国にとって第三位の援助国であっ

た。民主主義支援はブッシュ父政権とクリントン政権の対外援助の柱であり、そのターゲットは中・東欧諸国および旧ソ連諸国だった。一九九一年には自由支援法に基づき、選挙、政党、法の支配、市民社会関連の支援プログラムがウクライナを重要な対象国として次々と実現されていった。⁽²³⁾ただし、クチマ政権第二期にあたる一九九九年から二〇〇四年の時期においては、クチマ政権の親ロシア路線の採択や強権化・集権化への動きが影響し、NATOおよび米国とウクライナとの関係は停滞の時期を迎える。それでも当時の米国は、ウクライナへの積極的な関与を継続することが、同国の親ロシア路線に対する一定の歯止めとなるとの認識を有していた。⁽²⁴⁾またブッシュ政権も、オレンジ革命以降のウクライナを旧ソ連諸国の民主化のモデルとしてみなし、きわめて好意的な立場をとってきた。同政権はウクライナが「主要なヨーロッパ諸国 (key European states)」のひとつであるとの見方を示し、⁽²⁵⁾ウクライナやグルジア、カザフスタンの革命は、ユーラシア大陸に自由への新たな希望をもたらしたと評価した。⁽²⁶⁾

こうした、ウクライナに対するブッシュ政権の突出した評価は、オバマ政権には必ずしも継承されているとはいえない難いものの、⁽²⁷⁾米国にとっては一貫して、ウクライナのNATO加盟支援は対ウクライナ民主化支援の延長線上に存在するものであった。⁽²⁸⁾また、ウクライナとの関係は、対ロシア牽制の観点からウクライナに戦略的重要性を見出している側面もあるが、米国内のウクライナ人コミュニティの存在も、歴代の米国政府にとって民主的なウクライナとの良好な関係を構築するひとつのモチベーションとなってきた。このため米国にとっては、ウクライナのNATO加盟問題⁽²⁹⁾だけではなく、EU加盟問題も、米欧関係の重要なアジェンダに挙げられるものなのである。

さらに、EUにすでに加盟している中・東欧諸国の多くも、ウクライナのEU・NATO加盟問題に非常に積極的な立場をとってきた。中・東欧諸国にとってのNATO加盟とは、米国との軍事同盟により、ロシアの脅威

に対する保障を与えるものである。さらにこれら諸国にとってウクライナとの関係は、自らの安全保障そのものにかかわる問題であり、ウクライナとEU加盟の中・東欧諸国との間に新たな境界線が生じることは非常に否定的に反応する国も多い。なかでもポーランドは、現在に至るまでもっとも熱心に、ウクライナのNATOおよびEU加盟を支持し続けてきている。ポーランド元大統領のワレサ (Lech Walesa) は就任中、「独立したウクライナなくして、独立したポーランドはありえない」と繰り返し言及していたし、一九九〇年代半ば、ポーランドのNATO加盟が確実になり、EU加盟も時間の問題となつて以降は、ポーランドはその外交努力の多くをウクライナに費やすようになっていた。

これに対し、ウクライナのNATO加盟(およびその前段階の「メンバーシップ行動計画 (Membership Action Plan : MAP)」招請)については、フランスとドイツが強硬に反対してきた。その表向きの理由は、ウクライナやグルジア両国における国民のNATO加盟支持が極めて低いこと、また両国の民主化は、NATO加盟が可能となるほど成熟し、安定的なものではないというものであったが、最大の理由はウクライナへのNATO拡大によってロシアを刺激することは避けるべきとの考慮であった。ロシアのプーチン大統領は、仮にウクライナがNATOに加盟し、米国のミサイル防衛システムの受け入れ国となった場合には、ロシアの核ミサイルをウクライナに向けてと発言しており、フランスとドイツはこのようなかたちでロシアとNATOとの関係が悪化することを懸念していた。ロシアは依然としてヨーロッパ諸国にとつて最大のエネルギー供給国であり、そのロシアとの関係を悪化させることを望まなかつたのである。⁽³²⁾

このようにウクライナのNATO加盟問題をめぐっては、ヨーロッパ諸国内に深い見解の相違が存在してきた。しかしこれとは対照的に、ウクライナのEU加盟に対する反対を明確に表明する加盟国は従来ほとんど存在しなかつた。反対が示されたことがあるとすれば、それは加盟が事実上約束されている西バルカン諸国以外のあらゆる

る諸国に対しての留保である。すなわち、「西バルカン諸国がEUの加盟国になるまでは、ヨーロッパ統一のプロセスは完結しない」というプロディ (Romano Prodi) 前欧州委員長の言葉や、「将来的な加盟が確実なのはバルカン諸国のみ」というドイツのメルケル (Angela Merkel) 首相の発言にあるように、⁽³⁴⁾ 現在「潜在的な加盟候補」であることが共通了解となつている西バルカン諸国以外の加盟は当面検討する状態にないという、EU内部で一定の支持を得ている見解によるものであった。⁽³⁶⁾

そこで次節以降では、ウクライナのNATOとEUの加盟問題をめぐる経緯を概観しつつ、現在の問題点について検討していきたい。

3 ウクライナのNATO加盟問題

(一) ウクライナ・NATO関係構築の経緯

一九九一年、ウクライナは独立とともに北大西洋協力理事会 (North Atlantic Cooperation Council : NACC) に参加した。⁽³⁷⁾ NATOはこれをもって「NATOとウクライナの公式な関係の始まり」とみなしている。⁽³⁸⁾ また、一九九四年にはNATOと非加盟国各国とのバイラテラルな協力関係である「平和のためのパートナーシップ (Partnership for Peace : PfP)」がスタートした。ウクライナは米国のクリントン政権の後押しで、一九九四年二月という、最も早い段階から(かつCIS諸国では初めて) PfPに参加している。

一九九五年以降、それまでロシアと西ヨーロッパとの間で揺れ動いていたクチャマ政権は、徐々にNATOとの関係強化に関心を示し始める。⁽³⁹⁾ さらに、NATOとロシアが一九九七年に「NATO・ロシア基本文書 (Founding Act)」に署名したこと、一九九七年には中・東欧三カ国のNATO加盟が確実となったことも直接的

に影響した⁽⁴⁰⁾。それに伴い、NATOとウクライナとのバイラテラルな関係は、一九九七年七月にマドリッドで署名された「NATOとウクライナとの間の特別なパートナーシップ憲章」(Charter on a Distinctive Partnership)によって新たな段階を迎えた。同憲章は、「ヨーロッパおよびユーロ・アトランティック構造への統合プロセスを深めていくにあたり、……ウクライナの達成を歓迎し、そして今後の更なるステップを期待する」としたうえで、「独立し、民主的で安定的なウクライナは中・東欧およびヨーロッパ大陸全体における安定のための一つの重大な要因である」とし、協議・協力の領域を定めた。制度的には、NATOとウクライナの会合を「NATO・ウクライナ委員会 (NATO-Ukraine Commission : NUC)」とし、憲章の着実な実施を確保することや、NATO・ウクライナ関係の発展状況を審査し、今後の協力のあり方を検討するもので、少なくとも年二回開催することとされた。また、NUCはバルカン情勢やイラク、テロとの戦いや凍結された紛争などの共通の安全保障問題につき、NATOとウクライナとが協議する場を提供することとされた。なお、このようなパートナーシップ憲章は、NATOとウクライナ以外の非加盟国との間では実施されていない。同時に、ウクライナにはNATO情報文書センターが、NATOにはウクライナ代表部が、それぞれ一九九七年に設置された。

二〇〇二年五月、ウクライナが将来的にNATOへの加盟を目指す旨が、クチマ大統領により発表された。これへの対応として、二〇〇二年一月、ブラハで開催されたNUCで「NATO・ウクライナ行動計画 (NATO-Ukraine Action Plan)」が策定された。この行動計画文書では、ウクライナが「ユーロ・アトランティック安全保障構造に完全に統合される」ことを希望する、あるいはそれがウクライナにとっての長期的ゴールであるとの趣旨の記述が複数回にわたって登場するようになってきている。この行動計画の実施が、ウクライナのNATO加盟に直接的に結びつくわけではないものの、この行動計画を着実に実施することが、ウクライナが将来的にNATO加盟準備の正式な段階であるMAPに参加するための重要な前提条件とみなされるようになった⁽⁴¹⁾。同

行動計画ではこの目的を達成するための政治、経済、安全保障、防衛、軍事などの各分野における改革目標が示されている。二〇〇三年以降毎年「NATO・ウクライナ行動計画」の枠組みに基づき、「NATO・ウクライナターゲット計画」が改定されるようになった。

その後、二〇〇四年のオレンジ革命と、その結果として成立したユーシチェンコ政権がNATOへの加盟目標を強く打ち出したことが直接的な転機となり、⁽⁴²⁾ウクライナのNATO加盟準備への動きは大きく動き出すことになる。とりわけ、とくに二〇〇五年には、同国のNATO加盟に向けた機運を盛り上げる三つの出来事が生じた。第一に、二〇〇五年二月、ユーシチェンコ新大統領がNATO本部で実施された首脳会合に参加した。NATOは新政府のプライオリティに従って、NATOとウクライナとの協力に挺入れを行っていくことを確認している。第二に、二〇〇五年四月、リトアニアのヴィルニウスで実施された外相級NUCで、「緊密化対話 (Intensified Dialogue)」が採択された。この対話は、「ウクライナが公にした (NATO) 加盟希望への反応として」(デ・ホーフス・ヘッフェル (Jaap de Hoop Scheffer) 事務総長) 開始されたものであり、とくに加盟準備支援に力を入れるものであることが確認されている。同年九月以降には同対話の枠組みで、両者間で様々な事務レベル協議が実施されるようになった。のちにNUCは、二〇〇二年の行動計画と、緊密化対話が、ウクライナが将来的なNATO加盟を準備するために必要不可欠な措置であることを確認している。⁽⁴⁴⁾第三に、同年一二月、NATO本部で実施された外相級NUC、ウクライナの将来的なMAP参加も視野に入れることを確認した。ここで初めてNUCは、同国が将来的にMAPに参加する可能性に言及したのである。

こういった加盟に関する双方の準備活動と同時並行し、NATOの軍事活動へのウクライナも活発化するようになった。二〇〇六年九月、デ・ホーフス・ヘッフェル事務総長はキエフを訪問し、ウクライナがコソボにおけるKFOR、イラクにおけるNATO訓練ミッション、アフガニスタンにおけるISAF、地中海で展開中のテロ

対策のための「アクティブ・エンデヴァー作戦 (Operation Active Endeavour)」などの様々な N A T O の活動に對して重要な貢献を行つてゐること、さらに、現在 N A T O が実施してゐるすべての作戦・ミッションに關与してゐるパートナー国はウクライナだけである旨を強調してゐる。⁴⁵⁾

ただし、前記のようなウクライナのユーロ・アトランティック構造への参加・統合への動きは直ちにロシアによる懸念を呼び起してきた。たとえば、ロシアとウクライナの間で頻発する天然ガス供給問題は、オレンジ革命後の親米・親西欧路線に對するロシアからの反発の表れとみなされてきた。こうしたロシアの姿勢にウクライナは反発したし、また少なくともこの件では、米国や西欧諸国はともに、ウクライナ支持の姿勢を明確にしてきた。しかしこの一連の問題は同時に、ウクライナと米欧諸国との關係を、ロシアに對する考慮抜きで自律的に構築していくことが極めて困難なものであることを米国とヨーロッパに印象づけた一件となつた。とりわけ軍事同盟である N A T O 拡大に對するロシアの懸念は強かつたため、N A T O 加盟国がロシアとの關係を重視すれば、ウクライナとの關係は一定程度犠牲とならざるを得ず、その意味では、ウクライナと N A T O との關係は、ロシアと N A T O との關係に大きく左右されざるを得ない側面を常に抱えてきた。⁴⁶⁾ このことは、ロシアとの關係を重視し、ウクライナとの關係に過度に踏み込むことに慎重な国々と、N A T O にとつて非加盟国であるロシアが N A T O 拡大について影響力を行使することは認めがたいとする国々とにユーロ・アトランティック地域を二分することになつた。とりわけ、冷戦後に、現在のウクライナと同じようにロシアからの激しい反発を受けながら N A T O に加盟した中・東欧諸国は、ウクライナの N A T O 加盟支持を明確にするようになった。⁴⁷⁾ 二〇〇六年一月にはチエコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアの各国の防衛大臣がブダペストで会談し、ウクライナの N A T O 加盟を支持する旨を表明し、ウクライナの軍事部門の改革を進めるための特別委員会を四カ国で設置することを取り決めている。

(二) ブカレストNATO首脳会合

このようななか、二〇〇八年四月のブカレスト首脳会合を目前にして、ウクライナとグルジアのMAP招請をこの首脳会議で決定するの可否かについて、NATO内部での折衝が活発化し始める。このときすでに、米国やポーランドが中心となった十数カ国がウクライナとグルジアのMAP招請を支持し、フランスとドイツが中心となった十カ国程度がこれに反対するという構図が出来上がっていた。この構図はそのまま首脳会合に持ち越され、MAP招請の是非について激しい議論が戦わされた。最終的にブカレスト首脳会合は、クロアチアとマケドニアに対し、NATO加盟招請を行うことで合意したが、ウクライナやグルジアについてのMAP招請決定は先送りされた。しかしブカレスト宣言はウクライナおよびグルジアがNATO加盟を希望していることを歓迎するとしてたうえで、「我々は今日、これら諸国がいずれNATO加盟国となることに合意した (We agreed today that these countries will become members of NATO)」との言及を行った。MAP招請がなされなかった国に対し、将来の加盟を確実に約束するかのような文言は過去のNATO拡大の例からすればきわめて異例と言える。この文言はNATO事務局の担当者が事前に用意したものでは全くなく、ブカレスト首脳会合の協議の場で最終的に突然挿入されたものだった⁽⁴⁸⁾という。さらに、MAPが両国のNATO加盟に直接につながる次の一步であるとした上で、「我々は今日、これら諸国のMAP参加申請を支持していることを明らかにする」とした。今後のNATO側の取り組みとしては、両国のMAP参加のために残された問題を解決していくため、政治レベルでの取り組みを開始すること、二〇〇八年一二月の外相会合でその進捗状況報告を行うことが決められ、外相会合がウクライナとグルジアのMAP参加招請を決定する権限を有することが確認された。

当時、このブカレスト首脳会合の決定の解釈と評価は大きく分かれた。この構図は一見すれば、ウクライナおよびグルジアのMAP参加招請を明確に望んでいた米国やポーランドらと、それに反対していたドイツやフラン

スガ対立し、後者がその意向を通すことに成功したともみられる。さらに一部の報道は、NATO非加盟国であるロシアがウクライナとグルジアのNATO加盟阻止に成功した、という論調で同会合の結果を報じた。そしてこのことは、コソボの独立も米国のミサイル防衛構想も阻むことができなかったプーチン (Vladimir Putin) 大統領にとって「おそらく過去最大の外交上の勝利」であり、ロシアおよびロシアに配慮するNATO加盟諸国を前にして米国の意図が通らなかつたことは特筆すべきであるとされた。⁴⁹⁾

しかしブカレスト宣言がウクライナとグルジアの将来的なNATO加盟を明確に約束したことは、当時の両国にとつてはおそらくMAPP招請以上の収穫であつた。デ・ホーフスヘツフェル事務総長の言葉を借りれば、ブカレストでの決定は「そこで完結した出来事ではなく、プロセスの開始なのである」。⁵⁰⁾ ウクライナも、また同国を支持した米国やポーランドも、将来のNATO加盟の道筋がより明確になることが目的であつたのであり、必ずしもMAPP招請そのものが二〇〇八年中に決定されなければならないと考えていたわけではなかつた。⁵¹⁾ 同会合に参加したユーシチェンコ大統領も、「NACはウクライナとNATOとの将来的な関係について、明確なシグナルを打ち出した」と評価しており、必ずしも今回MAPP招請に至らなかつたことを外交上の敗北とはみなしていなかつたことには留意しておく必要がある。

このブカレスト首脳会合の決定に対しては、将来的なNATO拡大におけるMAPPの位置づけを变化させる可能性があるとの懸念が一部で表明されてきた。すなわち、これまでのNATO拡大においては、MAPP招請は加盟希望諸国がNATO加盟国としてふさわしいことを証明する機会として位置づけられてきたため、⁵²⁾ 従来のNATOにとつてはMAPP招請の可否こそが最大の政治的決定を要する問題であつた。このため、たとえば一九九九年のNATO拡大においては、加盟候補諸国に対する将来的なNATO加盟の約束とMAPP招請とはセットとなつていた。しかしブカレスト宣言はMAPP招請を行わない国に明確な加盟の約束を行つたため、今後はMAPPの

位置づけが技術的なプロセスの問題へと格下げされる可能性があるかと懸念された。このことは、NATO拡大プロセス全体に対する信用性を低下させ、加盟希望諸国の民主化と安定化への貢献といった、NATO拡大の最大の有用性までも損なう可能性があるとの厳しい批判が出たのである。⁵⁴

しかし、冷戦後のNATOが、MAP参加招請に至らなかつた加盟希望国を名指しして将来への含みを持たせた言及をすること自体は初めてのことではない。一九九七年七月にポーランド、チェコ、ハンガリーへの拡大を決定した際、マドリッド宣言は、その選から漏れたルーマニアとスロベニアがNATO加盟に向けた民主化と法の支配の定着に努力していることに、特段の言及をしている。⁽⁵⁵⁾これはルーマニアのMAP招請を主張したフランスや、スロベニアを支持したイタリアやドイツの立場に米国が配慮し、マドリッド宣言においてこの二カ国に言及することを了承した結果であつた。⁽⁵⁶⁾たしかにマドリッド宣言とブカレスト宣言では、質的にも、コミットメントの度合いにも大きな違いがあるものの、将来の拡大に向けて有力な加盟候補諸国に特別な言及を行うこと自体はNATO拡大の歴史で初めてのことではないのである。したがってブカレスト宣言がこれまでのNATO拡大の転換点に値するかどうか、あるいは前述の指摘のように、NATO拡大の有用性を完全に損なうものであつたのか否かについては、冷静な検討が必要であらう。

(三) ロシア・グルジア戦争後のウクライナのNATO加盟問題

しかし、ブカレスト以降のウクライナのNATO加盟準備を大きく揺るがすことになつたのが、二〇〇八年八月に勃発したロシア・グルジア戦争（本稿では以後、「グルジア戦争」と記載する）であつた。この戦争の直接的な影響を受け、ウクライナ国内におけるNATO加盟に向けた動きは完全に低迷することになる。

グルジア戦争勃発直後、ウクライナ国内の一部では、「グルジアの次（にロシアからの攻撃を受けるのは）はウ

「クライナ」などではないかという脅威論と、西側諸国のロシアに対する無策がそもそもこうした事態を招いてきたのではないかとする批判や、ドイツをはじめとした NATO 加盟諸国による対口関係の偏重が西側諸国とウクライナとの関係進展を阻んでいるという声が一時的に勢いを得た。⁽⁵⁸⁾ NATO 内部でも、グルジア問題をきっかけとして、ウクライナやグルジアの NATO・EU の加盟プロセスをいっそう加速すべきであるとの議論が浮上していた。⁽⁵⁹⁾ さらに、ブカレスト首脳会合時にウクライナ、グルジアの NATO の MAP 参加に消極的であった加盟諸国も、グルジア戦争後はその消極論を前面に打ち出しにくくなったため、同戦争は NATO 内部での両国の NATO 加盟への支持を強化する契機となったとする認識も存在していた。⁽⁶⁰⁾

ユーシェンコ大統領も戦争勃発直後、ウクライナの NATO 加盟の必要性はグルジア戦争によって一層明らかになったとの認識を示していた。⁽⁶¹⁾ しかしウクライナ国内ではその後、NATO 加盟の是非をめぐって国論が深く二分されているような状況下で NATO 加盟準備を推進するべきではないとの見解や、ロシアが次にはウクライナを攻撃するという差し迫った脅威が存在するとは現時点では考えられず、そのような状況下で NATO 加盟に向けた積極的な動きを行うべきではないとする見解が徐々に主流となる。こうした見解は、(立場は違えど) ヤヌコーヴィチやティモシエンコらの立場とも一致するものであった。⁽⁶²⁾

こうした流れの中、二〇一〇年三月に就任したヤヌコーヴィチ新大統領は、ヨーロッパ統合への参加への意欲は明確に表明する一方で、NATO への加盟は推進しないとの立場を明確にした。同大統領は就任直後のブリュッセル訪問時にも NATO 本部を訪問することはなく、⁽⁶³⁾ 同年六月には同国が今後「軍事的・政治的同盟への不参加を意味する非同盟政策」を追求していく旨を盛り込んだ法案がウクライナ議会で承認された。これにより同国において、NATO との協力関係自体は維持されるが加盟準備は停止されることが確定した。

NATO はこうした事態に対し、「新たなウクライナ政府は、現在のレベルでの NATO との協力関係を維持

し、既存の合意を実行に移し、パートナーシップ・プログラムを実行に移していくことを明確にした。我々はこれを歓迎したい」、「NATOは同国との対話と協力を維持し、強化していくことに完全にコミットしている」(フォー＝ラスムセン (Anders Fogh Rasmussen) 事務総長)との立場を表明しており⁽⁶⁴⁾、概して冷静に受け止めていた。ウクライナ国内でのNATO加盟支持が著しく低迷していたことはNATO内部でも当時すでに周知の事実であったため、このヤヌコーヴィチ政権の決定についてもさほどの驚きなく受け止められたというのが実際のところであった。

こうして、ユーシェンコ政権下で大きく進展したかに見えたウクライナのNATO加盟問題は、グルジア戦争を経て、ヤヌコーヴィチ政権の成立後に停滞期を迎えた。このことはウクライナにおいて、NATO加盟が自国の安全保障にとって死活的に重要であるとの見解が主流となるには至らなかったことを示していた。また、NATO加盟の是非をめぐる国内の分裂こそが、ウクライナの安全と安定にとっての最大の脅威であるとの認識が優勢となったという要因も大きい⁽⁶⁵⁾。

しかし、ヤヌコーヴィチ政権の成立のいかんにかかわらず、同国の一連の加盟プロセスを通じて最大の問題であったのは、ウクライナがNATOに加盟することによって、同国がどの程度ユーロ・アトランティック地域の安全保障確保に貢献できるのかどうかについての突き詰めた議論がなされないまま、ブカレスト首脳会合で「MAP招請か否か」という点に論点が集中したという点であったといえよう。また、ウクライナがNATO加盟後になんらかの安全保障上の危機を迎えた場合、北大西洋条約第五条を発動してウクライナを防衛する意図が現加盟国にどの程度あるのか否かという本質的な点が、同国のNATO加盟をめぐる議論から見えてくることはなかった⁽⁶⁶⁾。むしろ、こうしたセンチティブな議論を事前に十分に尽くしておくことは困難ではあるが、そうではあっても、ウクライナのNATO加盟論議は、あまりに戦略上の議論を欠きつつ行われていた。こうした戦略上の

議論の不足は、ウクライナの加盟問題に始まったことではなく、冷戦後の二回目以降の N A T O 拡大において顕著となりつつある傾向であるといえよう。

4 ウクライナの E U 加盟問題と欧州近隣諸国政策

(一) ウクライナ・E U 関係構築の経緯

E U とウクライナのバイラテラルな関係は、一九九八年に発効した「E U ・ウクライナ・パートナーシップ協定 (Partnership and Cooperation Agreement : P C A)」を端緒として具体化してきた⁽⁶⁷⁾。同協定は、ウクライナの法規範を E U 法に漸進的に調和させていくこと、そして E U と同国との間で自由貿易圏を構築していくことを目指していた。歴代のウクライナ政府は、E U との間で P C A を超えるようなバイラテラル関係を構築したいとの希望を頻繁に表明していた。その一方で、ウクライナによる E U 加盟希望の表明は一九九八年にクチマ大統領が行ったものがおそらく最初であり、同じく旧ソ連諸国のバルト三国による E U 加盟への働きかけからは大きく後れをとっていた。

これに対して E U は、ウクライナは既存の P C A を十分に活用していないため、E U と同国との間の新たな関係構築の検討も時期尚早であると主張してきた⁽⁶⁸⁾。しかし、中・東欧諸国の拡大プロセスが軌道に乗り始め、E U 東方拡大の実現が視野に入り始めて以降、E U 内部ではウクライナとの関係の見直しの機運も高まり始める。まず、一九九八年春に当時加盟交渉中であったポーランドが E U とその東部地域の国々 (ベラルーシ、モルドバ、ロシア、ウクライナ) との関係強化をもたらすような包括的な関係枠組みである「イースタン・ディメンジョン (Eastern Dimension)」の創設を主張した。さらに一九九九年後半には、当時の E U 議長国であったフィンラン

ドが、当時進行中であつた中・東欧諸国への拡大戦略の見直しと共に、西バルカン、ウクライナ、モルドバとの関係強化（最終的な拡大）を視野に入れた新たな構想を呼びかけた。⁽⁶⁹⁾ また二〇〇〇年に入ると、当時の欧州委員長のプロディが、「加盟は当面の問題ではないが、我々が緊密かつ建設的な関係を築きたいと願う近隣諸国」への新たな政策の重要性を随所で強調するようになった。⁽⁷⁰⁾ この構想はのちに、EUの「ワイド・ヨーロッパ構想」（現在の「欧州近隣諸国政策（European Neighbourhood Policy : ENP）」）として結実することになる。それは「拡大ヨーロッパとその他の地域との分断を避ける（フエアホイゲン（Gunter Verheugen）元拡大担当欧州委員）⁽⁷¹⁾」ことを最大の目的とし、第五次拡大の直接的な帰結として浮上してきた。まさにこのために、二〇〇二年初期の段階までは、同構想はウクライナと、（最終的にはENPに参加することはなかったものの）ロシアという、EUの東に位置する二つの大国のみを主たる対象としていたのであつた。⁽⁷²⁾ このような経緯もあり、二〇〇四年のENPの本格始動以降、ウクライナはENPの「優先的パートナー国（priority partner country）」として位置づけられることとなる。⁽⁷³⁾ また、ENPの枠組みにおけるEUとウクライナとのバイラテラルな関係は、二〇〇五年に策定された「EU・ウクライナ行動計画（EU-Ukraine Action Plan）」を軸として構築されていった。

しかし、ENPの具体化と並行する形で、ENPとウクライナのEU加盟の整合性をめぐる議論が二〇〇三年以降EU内部で活性化される。欧州委員会としては、ウクライナが将来的なEUへの加盟を希望していることは把握しているとしつつも、⁽⁷⁴⁾ ENPは拡大プロセスとは別個のものではあること、そして将来的なEU加盟の約束の有無にかかわらず、ENPに盛り込まれている支援内容は対象国がいずれにしろ早晩取り組みなければならぬ課題であることを常に強調してきた。また、ENPはその対象国に対し、EU市場との統合や様々な政策分野における対話の可能性を提示することを通じ、これら諸国の改革に貢献する可能性があると主張してきた。⁽⁷⁵⁾ しかし、ENP対象国を「当面」EU拡大の対象としては扱わないというスタンスがどの程度持続可能なのかについては、

ENP創設以前からすでに見解が分かれる問題となってきたのである。⁽⁷⁶⁾

この一方でこの時期においては、EU加盟諸国の政府からも、ウクライナの将来的なEU加盟についての言及が増えつつあった。第五次拡大でEU新規加盟国として加わった諸国、とりわけポーランドやリトアニアは、ウクライナのEU加盟に非常に好意的な立場をとってきた。また、イタリアのベルルスコーニ政権、ドイツのシュレーダー政権、フランスのサルコジ政権から、ウクライナの将来的なEU加盟に対して好意的な発言がみられるようになっていた。⁽⁷⁷⁾ こうした各加盟国による積極姿勢は往々にして見られたものの、ウクライナからの正式な加盟申請がない段階で同国の加盟問題についてEUがなんらかの立場を打ち出すことは時期尚早という理由で、同問題がEUの理事会レベルでの公式討議において扱われたことはなかった。二〇〇四年の「オレンジ革命」によるユーシエンコ政権成立後、ウクライナ政府はますます頻繁にEU加盟希望を言及するようになる。しかしEU側の主張は基本的にはオレンジ革命以前と変化することはなく、「我々のドアは開いており、ウクライナの将来はヨーロッパの中にある。そこに到達する最良の方法は、EU加盟について常に話し合うのではなく、具体的な成果を挙げ、ヨーロッパの価値と基準に対してコミットメントを見せることだ（パロゾ欧州委員長）⁽⁷⁸⁾」との主張を繰り返し、ウクライナはENPの主要な対象国ではあるものの、同国の加盟は当面は考えられないとのスタンスを崩さなかった。ウクライナのオレンジ革命が、EUのいわゆる「拡大疲れ（enlargement fatigue）」や欧州憲法条約の頓挫をめぐる混乱と时期的に合致していたことも、⁽⁷⁹⁾ 対ウクライナ政策の抜本的な見直しを遅らせたひとつの原因とであったといえよう。ある論者は、ここ数年はEUの政治指導者による、ウクライナのEU加盟支持に関連する発言が極めて少なくなってきたと指摘している。⁽⁸⁰⁾

こうした状況の中、ウクライナとEUの関係構築にとって重要な契機となったのは、前述のグルジア戦争の勃発であった。同戦争はウクライナのNATO加盟に対しては、むしろ阻害要因として作用したことは前節で述べ

たとおりである。しかしEUとの関係に関しては、同戦争の勃発は「イースタン・パートナーシップ (Eastern Partnership)」構想、そしてその枠組みでの同国との「連合協定 (Association Agreement)」交渉開始実現に向けた推進要因となったのである。これに加えて、ウクライナのWTO加盟が二〇〇八年五月ようやく実現したことも、EUとの「連合協定」に自由貿易協定の要素を盛り込むうえでの推進要因となった。また、ロシア・ウクライナ間で天然ガスをめぐる衝突が二〇〇九年一月に再び表面化したことは、EUが前述のイースタン・パートナーシップにウクライナを主眼としたエネルギー安全保障問題を手厚く盛り込むにあたっての推進要因となった。⁽⁸¹⁾

(二) 「イースタン・パートナーシップ」

そもそもイースタン・パートナーシップとは、ポーランドとスウェーデンが、グルジア戦争勃発以前の二〇〇八年五月二六日に実施された外相会合で、「現行のENPに基づきつつ、それを超える」政策枠組みの構想を提案したことに端を発する。⁽⁸²⁾ 同構想では、EUの東部に位置する「パートナー諸国」(ウクライナ、モルドバ、アゼルバイジャン、アルメニア、グルジア、ベラルーシ)を対象としつつ、とくにウクライナがこの構想の中心的なターゲットであるべきとしていた。ポーランドのシコルスキ (Radoslaw Sikorski) 外相は、これら諸国を「いつかEUに加盟することのできるヨーロッパ諸国」と位置づけていた。また同構想の中では、これら諸国との間で締結されていたPCAの後継の協定として、中・東欧諸国や西バルカン諸国を対象とした従来のEU加盟準備プロセス開始にあたっての重要な第一歩とされてきた「連合協定」と類似のものが想定されていた。これに対してウクライナ外務省も、このイースタン・パートナーシップがウクライナの将来的なEU加盟を確実に視野に入れたものであるべきとの声明を出していた。⁽⁸³⁾

二〇〇八年六月一九―二〇日に開催された欧州理事会はこの両国からの提案を受け、同構想の具体化を欧州委員会に依頼していた。⁽⁸⁴⁾ この合意のわずか二カ月後にグルジア戦争が勃発したことは、同構想の実現を大きく後押しすることになる。同戦争への対処を目的として召集された九月一日の臨時欧州理事会は欧州委員会に対し、イースタン・パートナーシップの具体化作業を加速するよう依頼したが、これは E N P 対象国⁽⁸⁵⁾（およびイースタン・パートナーシップ対象見込み国）が戦争状態に陥ったという事態を深刻視したことの結果と考えることが自然であろう。

二〇〇八年二月三日には欧州委員会によって、イースタン・パートナーシップ構想の具体案が発表された。⁽⁸⁶⁾ この提案では、前述の諸国とのイースタン・パートナーシップをロシアとの戦略的關係と並行して追求すること、対象諸国と E U との間で長期的に近隣経済共同体の構築を目指すこと、対象諸国同士の共同体構築を支援すること、対象諸国と E U との間で可動性・安全保障協定を締結し、段階的にビザの緩和を実施することなどが盛り込まれた。⁽⁸⁷⁾ とりわけウクライナとの関係では、同国を E U のエネルギー市場に完全に統合することの重要性が強調⁽⁸⁸⁾され、同国のガス・石油の經由ネットワークの改善に対する E U の協力などが盛り込まれていた。⁽⁸⁹⁾ さらにこの提案では、従来の E N P が十分な役割を果たしていないという認識より、イースタン・パートナーシップが E N P を補完・強化するものと位置づけられた。

同パートナーシップの構築にあたり、欧州委員会がもつとも強調したのは、第一に、対象諸国のエネルギー安全保障確保の支援である。ロシアによる東ヨーロッパ諸国に対するガス供給停止などの出来事を背景とし、ロシアからのエネルギーの消費国（アルメニアやモルドバ）、經由国（ウクライナやグルジア）、そして供給国（アゼルバイジャン）のそれぞれに、E U によるテイラーメイドのバイラテラル支援を行う必要性が強調された。第二に強調されたのは、主にコーカサス地方を中心とした諸紛争への解決の必要性である。欧州委員会は、同パートナー

シップの枠組みを用いてこれら地域の経済的・社会的格差を解消することを通じ、「まさにEU内部でこれまでそうしてきたように」地域内部での対立を緩和してゆくことを目指すとしている。⁽⁹⁰⁾ともあれ同構想は二〇〇九年二月に開催された理事会での議論を経て、二〇〇九年五月にブラハで開催された「イースタン・パートナーシップ首脳会議」で正式に始動することとなった。⁽⁹¹⁾同構想については、自由貿易や外交政策調整、市民レベルの関係強化、対象地域におけるグッド・ガバナンスの実現と定着など、EUの対外政策における比較優位が活かされた試みであるとのポジティブな評価も存在しているものの⁽⁹²⁾、具体的な成果については引き続き注視していく必要がある。

(三) 連合協定

二〇〇七年以降、前述のPCAの後継となるバイラテラルな協定締結(当初は「強化協定(enhanced agreement)」と称されていた)に向けた準備が開始され、手始めに政治および司法・自由・安全分野での協力、次いで経済および部門的協力に関する交渉が着々と進められていた。しかしEU内部では次第に、この「強化協定」の正式名称や位置づけ、加盟問題との関連をめぐる見解の対立が顕著となっていく。その対立とは、同協定に「連合」という用語を用いるか否かという問題に集約されていた。かつての中・東欧諸国や現在西バルカン諸国とEUとの間で締結されているタイプの「連合協定」は、加盟希望諸国が正式な加盟交渉を開始する以前の予備的な協定として位置づけられてきたという経緯があるため、ウクライナとの間で締結されることになる新協定に「連合」という名称がつけられれば、同国の将来的なEU加盟を前提とするというニュアンスが相当程度強くなると考えられてきた。このため、もともとポーランド、バルト諸国、チェコ、スウェーデン、英国と、ドイツおよびベネルクス諸国との間で、ウクライナの将来的なEU加盟に言及するか否かに関して意見の対立が表面化し

ていた。⁽⁹³⁾二〇〇八年七月二二日の理事会でもこの対立が再燃し、スペイン、オランダ、ベルギーなどの諸国が、同協定に「連合」を冠することに最後まで抵抗した。⁽⁹⁴⁾最終的に同会合では、新たな協定は同国の加盟と無関係であることを協定前文で確認したうえで、同協定を「連合協定」とすることに大枠で合意した。

このことから明らかなように、ウクライナとの新協定準備過程でのEUの立場は、ことウクライナのEU加盟問題にかかわる部分においては抑制的であった。しかし、翌八月のグルジア戦争の勃発を受け、ウクライナが「ロシアの次なる政治的抑圧の標的になるかもしれない」(レーン (Oli Rehn) 欧州委員、拡大担当) という懸念が、EUの対ウクライナ姿勢を若干軟化させることになる。⁽⁹⁵⁾戦争翌月の九月九日に開催されたEU・ウクライナ首脳会合では、同国の将来の加盟を示唆する文言は盛り込まれなかったものの、ウクライナが「EU諸国と共通の歴史と価値観を持つ欧州国家」であり、同国がEU加盟を目指していることを「認識する」ことに言及した。そのうえで、EUとウクライナとの関係に「決定的な推進力」を投入するため、EUとウクライナが将来的に締結する協定は「連合協定」と称されること、そしてウクライナ市民がEU加盟国を訪問する際のビザ免除の交渉開始で正式に合意したのであった。⁽⁹⁶⁾

同会合では、議長国フランスがウクライナとの連合協定交渉開始に向け、極めて強力な働きかけを行ったとされている。⁽⁹⁷⁾一方、ウクライナでは、EUがグルジア戦争以降、ウクライナのEU加盟についてより好意的な姿勢を示すようになっていないかとの期待があったとされており、⁽⁹⁸⁾将来的な加盟についての言及がなかったことへの幻滅があったと報じられている。⁽⁹⁹⁾とはいえ、その後の連合協定締結に向けた作業は着実に進められており、二〇〇九年一月二三日にはEU・ウクライナ協力理事会で、「EU・ウクライナ連合アジェンダ (Association Agenda)」が採択されている。これは事実上、従来のEU・ウクライナ行動計画に取って代わるものであり、将来的に締結する連合協定の内容を完全に実施し、協定の恩恵を最大限に享受するため、同国が今後数年

間で優先的に取り組むべき改革内容を取り決めるものとなった。その後、二〇〇九年一月九日のEU・ウクライナ首脳会合や、二〇一〇年七月九日、ファンロンプイ(Herman van Rompuy)欧州理事会議長によるウクライナ訪問などの機会に、EU・ウクライナ連合協定交渉の進捗状況が確認されている。また、欧州議会はヤヌコーヴィチ政権成立直後の二〇一〇年二月二十五日に、ウクライナはEUに加盟を申請する資格を有する国である旨を確認する決議を採択する⁽¹⁰⁾など、ウクライナに対するEUの態度は全般的に軟化傾向にあるものの、ウクライナの加盟問題には依然として突破口が見えていない状態である。

以上の状況を総括すると、ウクライナのEU加盟問題とその緩衝材としてのENP、イースタン・パートナーシップ、そして連合協定は、四つの相矛盾する状況によって特徴づけられることになる。一つ目に、同国がEUに対して正式な加盟申請を今日に至るまで行ってもいないのにもかかわらず、その是非や時期についての議論がEU内部で早々と行われ、その結果同国を主要な対象国とするENPが非常なるスピードで、いわば同国の加盟申請に先回りするかたちで策定されていったことである。そして二つ目に、政権によって程度の差はあれ、オレシ革命以前からはほぼ一貫して将来的なEU加盟希望が表明されてきたにもかかわらず、EUはそれが正式な加盟申請ではないことを理由にウクライナの加盟問題については議論しないとすするスタンスを取り続けてきた。このためENPも、さらにはこれまでの拡大では加盟交渉の前提と位置づけられてきた連合協定すらも、「拡大プロセスとは完全に別物」であるとすする立場を崩していないことである。そして三つ目に、EU諸機構や加盟国の政策エリートや専門家の多くが、ENPやイースタン・パートナーシップとウクライナの加盟問題を切り離しておくことは中期的に困難であることを認識していることである⁽¹⁰⁾。とりわけENPは、将来的なEU加盟の可能性を事実上排除し、いわば加盟なしの政治的コンディショナリティを課しているとはいえ、果たしてどこまで機能するのにかについては疑問視する声もある⁽¹⁰⁾。

最後に、E N P およびイースタン・パートナーシップの枠組みでの E U の対ウクライナ政策が成功を収めれば収めるほど、そしてその結果の一つとして同国における民主化が進めば進むほど、ウクライナの E U 加盟問題もますます現実味を帯びてくるにもかかわらず、E U が「ウクライナの E U 加盟は中期的には想定し得ない」と主張し続ける以上、ウクライナの民主化の一つの到達点として当然目指しうる帰結を E U 自らが否定することにもなりかねないことである。

おわりに

本稿では米欧による対ウクライナ政策を、N A T O および E U の加盟問題を事例として考察してきた。この問題を過去の N A T O および E U の拡大に照らして考えるにあたっては、中・東欧諸国への N A T O ・ E U の拡大の際にも現在のウクライナをめぐる議論ときわめて似通った議論が展開されてきたことに留意する必要がある。当時のヨーロッパの N A T O 加盟諸国および E U 加盟諸国にとっても、当時の中・東欧諸国は機会であり、そして脅威であった。一九九四年に N A T O が非加盟ヨーロッパ諸国を対象として開始した「平和のためのパートナーシップ (Partnership for Peace : P f P)」も、同じく一九九四年に E U が開始した「欧州安定化協定 (バラデュール・プラン)」も、将来的な N A T O ・ E U 加盟の可能性が高い中・東欧諸国の安定化を支援することを通じて、同地域からの「不安定の輸出」を食い止め、E U や N A T O 自身の安全を確保する意図を持って創設されてきた。したがって程度の差はあれ、現在のウクライナをめぐる議論の多くは、一九九〇年代の中・東欧諸国をめぐる議論と重なっているのである。

ウクライナのユーロ・アトランティック構造 (N A T O および E U) への参加については、その手段とタイミ

ングをめぐり、米欧間のみならずヨーロッパ諸国間でも大きな立場の乖離があった。ウクライナのNATO加盟問題は、NATO内部とウクライナ国内の双方に大きな見解の相違を生みだすものとなり、またそこにはNATOとロシアとの関係という難題が常につきまとった。その一方で、ウクライナがNATOに加盟することによって、同国がどの程度ユーロ・アトランティックの安全保障確保に貢献できるのかどうか、そしてNATOが集団防衛の観点からウクライナの加盟をどのように位置づけるのかという、NATOの存在意義や根幹にかかわる問題については、ほとんど議論がなされてこなかった。これとは対照的にEUの加盟問題は、NATOで見られたような激しい内部対立も、ロシアからの懸念も呼び起こすことはほとんどなかった。しかし本稿でも論じてきたとおり、EUはウクライナからの度重なる加盟希望表明にもかかわらず、同国の加盟問題については扱わないとの立場をとり、その代替措置としてENPやイースタン・パートナーシップなどといった枠組みで同国との関係を扱ってきた。このようななか、グルジア戦争は、ウクライナのEUおよびNATO加盟問題にほぼ正反対の帰結をもたらした。EUに関しては、加盟問題が直接的に進展したわけではなかったものの、イースタン・パートナーシップの枠組みでバイラテラルな関係構築が進んだ。これに対してNATO拡大については、ウクライナ国内では過度なNATOへの接近がロシアを挑発し、グルジア紛争を招いたという議論が大きく台頭し、NATO加盟準備へのモメンタムが大きくそがれたのであった。

現段階におけるウクライナのEU・NATO加盟問題に関するヨーロッパ内部の議論は、ヤヌコーヴィチ政権が親ロシア路線を強化していくのか否かという点に焦点が絞られがちとなっている⁽¹⁰⁸⁾。しかし、ウクライナのユーロ・アトランティック構造参加問題における最も深刻な問題は、EUおよびNATO内部における議論と戦略の不在であろう。すでに複数の論者が、中・東欧諸国との拡大に匹敵するような使命感や理念、意義づけの作業が現行のEUおよびNATO拡大プロセスには完全に欠如しており、そのために「拡大は死んだ」との厳しい評価

を下している⁽¹⁰⁾。とくにウクライナの NATO・EU 拡大問題については、同国がこれら二つの機構を中心とする大西洋の政治・経済・安全保障構造に参加することにより、どのような貢献をなし、どのような新たな問題を持ち込む可能性があるのかについて、米欧諸国が詳細で現実的な議論を詰めないまま、加盟のタイミングや方法などの側面に議論が集中してきたことが最大の問題であった。そうしたダイナミックな国際安全保障論議がなされにくい(あるいは意図的に避けられる)のであれば、両機構の拡大の有用性もまた、問い直されなくてはならなくなるであろう。

(1) 本論は(財)平和・安全保障研究所の奨学プログラムの個人研究の成果を基礎として、同研究終了後の発展を踏まえて全面的に加筆修正したものである。本論を執筆過程においてご指導をいただいた同財団の西原正、山本吉宣、土山實男の各先生方、奨学プログラム同期生の方々、草稿に対してコメントを下さった広瀬佳一先生に、記してお礼申し上げます。

(2) 規範的勢力としての EU についての学問的議論については、さしあたり以下を参照。Ian Manners (2002) 'Normative power Europe: a contradiction in terms?' *Journal of Common Market Studies* 40 (2): 235-58; Thomas Diez (2005) 'Constructing the self and changing others: reconsidering "normative power Europe"' *Millennium: Journal of International Studies* 33 (3): 613-636. 東野篤子「『規範的パワー』としての EU をめぐる研究動向についての一考察」森井裕一編「地域統合とグローバル秩序 ヨーロッパと日本・アジア」所収、信山社、二〇一〇年。

(3) EU の「欧州安全保障戦略 (ESS)」においては、米欧が協働して世界の「善のための勢力」たることを目指していることが重要な目標として掲げられている。European Union (2003) *A Secure Europe in a Better World*. *European Security Strategy*. Brussels, 12 December, p.13. <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cmsUpload/78367.pdf>. また、とりわけ EU の ENP 実施を、EU が「善のための勢力」であるとするための努力の一環であることも論考として、Esther Barbé and Elisabeth Johansson-Nogués (2008) 'The EU as a modest "force for

- good': the European Neighbourhood Policy', *International Affairs* 84(1): 181-196. ※参照。
- (4) Brimmer, Esther (2007) "Seeing blue: American visions of the European Union". *Chaillot Paper* No.105. p.52.
- (5) European Union (2003) *A Secure Europe in a Better World*.
- (6) 大石邦雄 Ronald Asmus, D.(2006), 'The European Security Strategy: an American View', in Roland Dannreuther and John Peterson (eds.) *Security Strategy and Transatlantic Relations*. London and New York: Routledge. p.28. ※参照。
- (7) John Besemeres (2010) 'Ukraine: a sharp turn eastwards?', *ANU Centre for European Studies Briefing Paper Series*, Vol.1, No.1.
- (8) Robert Cooper (2005) 'Security Strategy: is Europe from Venus, America from Mars?', the First Annual John Erickson Memorial Lecture, Old College, University of Edinburgh, 25 February. cited in Howorth, Jolyon (2006) 'The US National Security Strategy: European reactions' in Dannreuther and Peterson (eds.) *Security Strategy and Transatlantic Relations*, p.43.
- (9) http://ec.europa.eu/external_relations/us/economic_partnership/declaration_1990.htm
- (10) これらの包括的取り決め以外に、一九九八年には「環大西洋経済パートナーシップ」、二〇〇五年には「二一世紀における、より強固なEU—米国パートナーシップとより開放された市場のために」という二つの政策文書が出されている。なお、米欧関係の最新動向に関する邦語文献として、植田隆子「米欧関係の変容と日本—政治・安全保障協力の視点から」、森井前掲書所収を参照。
- (11) http://ec.europa.eu/external_relations/us/action_plan/index.htm
- (12) Roland Dannreuther and John Peterson (2006) 'Conclusion: Alliance dead or alive?' in Dannreuther and Peterson, *Security Strategy and Transatlantic Relations*, p.191.
- (13) Robert Kagan (2004), 'Embraceable EU', Washington Post, 5 December.
- (14) European Commission (2005) Review of the Framework for Relations between the European Union and

the United States: an independent study, p. 14, 18, 26.

- (15) Hiski Haukka (2008) 'European Neighbourhood Policy' in Sven Biscop and Johan Lembeke, *EU Enlargement and the Transatlantic Alliance: A Security Relationship in Flux*. Boulder and London: Lynne Rienner, pp. 159-172., esp. p. 167. さらに他の論者は「二〇〇八年四月のブカレストNATO首脳会議と同年八月のトルシア戦争の期間においても、ロシアとトルシアの間で緊張が高まっていたことは明らかだったにもかかわらず、フランス政権が他国とのハイレベルでの調整に積極的であった問題はイラクとアフガニスタンのみであったと厳しく評価している」(James Sherr (2009) 'The implication of the Russia-Georgia war for European security' in Cornell, S-vante E. and S. Frederick Starr (eds.) *The Guns of August 2008: Russia's War in Georgia*. Armonk and London, M.E. Sharpe, p. 220. 以下) 中・東欧諸国の一部では、オバマ政権がヨーロッパそのものに対する関心を急速に失ったのではないかとの懸念が存在している。たとえば Pavol Demes et al (2009) 'Why Obama Administration Should Not Take Central and Eastern Europe for Granted' *Policy Brief*, German Marshall Fund, 13 July。
- (16) European Union (2003) *A Secure Europe in a Better World*.
- (17) http://ec.europa.eu/external_relations/us/intro/foreign_policy_coop.htm
- (18) European Commission (2005) Review of the Framework for Relations between the European Union and the United States, p.26.
- (19) 一例として Stephen Griffiths I. (1993) *Nationalism and Ethnic Conflict: Threat to European Security* (Oxford: Oxford University Press), p. 71-74 を参照。
- (20) 以下は議論の中心として Weber Katja, Michael E. Smith and Michael Baun (eds.) (2007) *Governing Europe's Neighbourhood: Partners or Periphery?* Manchester and New York: Manchester University Press を参照。
- (21) さらに同国は、歴史的・文化的・宗教的な「ヨーロッパ性 (Europeanness)」がほとんど疑問視されてこなかった国でもある。EUの基本条約であるニース条約第49条および北大西洋条約第10条では、それぞれの機構の価値や原則を尊重し、遵守する意思のある「ヨーロッパの国家」であれば、加盟申請が行えると規定しているが、ウクライ

ナがヨーロッパに属するか否かという点そのものが問題視されることにはなれまじもほとんどなかつた。

- (22) European Union (2003) *A Secure Europe in a Better World*, pp. 8-9.
- (23) トマス・カロザース「民主主義支援に対する評価」猪口孝、マイケル・ロックス、G・ジョン・アイケンベリー編『アメリカによる民主主義の推進』ネルソム書房、二〇〇六年、二三三-三六ページ。とりわけクリントン政権の積極姿勢について、Michael Cox (1994) 'The Necessary Partnership: The Clinton Presidency and Post-Communist Russia', *International Affairs*, 70:4, p.11-18。
- (24) Taras Kuzio (2006) 'Is Ukraine Part of Europe's Future?' *The Washington Quarterly*, 29(3), p. 93.
- (25) The National Security Strategy of the United States of America, March 2006, <http://www.whitehouse.gov/nsc/nss/2006/nss2006.pdf>, p. 38.
- (26) *Ibid.*, p.2.
- (27) たむらたし二〇一〇年のそののびた、カンタナナびのうたはたへ言及された。The National Security Strategy of the United States of America, May 2010. http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf
- (28) 同様の視域を用いたJames Sherr (2009) 'The implication of the Russia-Georgia war for European security' in Svante Cornell E. and S. Frederick Starr (eds.) *The Guns of August 2008: Russia's War in Georgia*. Armonk and London, M.E. Sharpe, p.220。
- (29) Brimmer (2007) "Seeing blue", pp. 52-53.
- (30) Kerry Longhurst (2008) 'Poland: Empowering or Undercutting EU Collective Security?' in Biscep and Lembke (eds.) *EU Enlargement and the Transatlantic Alliance*, pp. 70-71.
- (31) 'L'Otan accueillera la Géorgie et l'Ukraine... plus tard', *Liberation*. 3 April 2008.
- (32) 'Putin scores major diplomatic victory by blocking NATO's expansion plan', *International Herald Tribune*, 4 April 2008.
- (33) *Ibid.* また、フランスのフィロン首相はブカレスト首脳会合前夜、現段階でウクライナやグルジアがNATOに

加盟すれば「ヨーロッパ内部での、そしてヨーロッパとロシアとの間の勢力均衡によって覆ましくならぬ」と発言している *EUObserver*, 3 April 2008。

- (34) プロナイ前欧州委員長の一連の発言については、たとえば *EUObserver*, 12 April 2006 を参照。
- (35) 一例として、メルケルによる以下のスピーチを参照。 http://www.bertelsmann-stiftung.de/bst/de/media/Merkel_Rede_IBF.pdf
- (36) この点については、拙稿「今後の拡大(西バルカン・トルコ)と欧州近隣諸国政策」を参照。
- (37) NAOCは一九九七年五月にユーロ・アトランティックパートナーシップ理事会 (Euro-Atlantic Partnership Council : EAPC) を改組された。
- (38) NATO Public Diplomacy Division (2007) *NATO and Ukraine: A Distinctive Partnership*.
- (39) Maria Kopyenko (2001) 'Ukraine: Between NATO and Russia' in Gale Mattox A and Arthur R. Rachwald (eds.) *Enlarging NATO: The National Debates*. Boulder and London: Lynne Rienner Publishers, p. 191.
- (40) NATO事務局政治・安全保障政策局ロシア・ウクライナセクションの担当者とのインタビュー、二〇〇八年七月八日、ブリュッセル。
- (41) Grigoriy Pereplytsia M., 'NATO and Ukraine: At the crossroads,' *NATO Review*, Summer 2007. <http://www.nato.int/docu/review/2007/issue2/english/art2.html>
- (42) *Ibid*.
- (43) Speech by Jaap De Hoop Scheffer, Secretary General of NATO, 'Why NATO?', National University of Kyiv-mohyla Academy Kyiv, Ukraine, 20 October 2005.
- (44) NATO (2007) Joint statement, NATO-Ukraine Commission meeting. 9 July. <http://www.nato.int/docu/pr/2007/pr07-082e.html>
- (45) Speech by NATO Secretary General, Jaap de Hoop Scheffer to Ukrainian journalists on the 10th anniversary of the NATO-Ukraine partnership. NATO Headquarters, 4 July 2007. <http://www.nato.int/docu/speech/2006/s060914b.htm>

- (46) たとえば、一九九七年のNATO・ウクライナ「特別なパートナーシップ憲章」は、NATO・ロシア基本文書が署名される前に合意に達していたにもかかわらず、ロシアとの基本文書が先に署名されたことは、ロシアに対するNATOの配慮がウクライナとの関係に優先されたことを示すものであった。Gale Mattox A (2001) 'The United States: Stability Through Engagement and Enlargement' in Gale and Rachwald (eds.) *Enlarging NATO*, p. 23. を参照。
- (47) 一九九七年のマドリード首脳会合でNATOの非加盟諸国の加盟問題が検討される際にも、対ロシア関係へのインプリケーションが最大の問題となった。たとえば、ロシアとの関係悪化を懸念してNATO拡大に反対した米国内の代表的見解の一つとして、以下を参照。Kennan, George F. (1997) 'A Fateful Error', *New York Times*, 5 February. また、NATO加盟各国内での議論も、ロシア問題が大きなウエイトを占めていた。Mattox and Rachwald (eds.) (2001) *Enlarging NATO*.
- (48) 米国NATO代表部ウクライナ担当官とのインタビュ、二〇〇八年六月六日、ブリュッセル。また、NATO事務局政治・安全保障政策局ロシア・ウクライナセクションの担当者は筆者とのインタビュ（二〇〇八年七月八日、ブリュッセル）で、「我々事務局サイドは、こうした文言が盛り込まれようとは予測していなかった」とし、「仮にNATO事務局が事前にこうした文言を準備し、各国政府に事前配布していたならば、ドイツがこうした文言の挿入に賛成することは絶対になかったであろう」として、この文言がブカレストでの交渉の最終局面で「突然」浮上し、さしたる議論なくブカレスト宣言に盛り込まれたと示唆している。
- (49) 'Putin scores major diplomatic victory by blocking NATO's expansion plan', *International Herald Tribune*, 4 April 2008.
- (50) <http://www.nato.int/docu/update/2008/04-april/e0404a.html>
- (51) 米国NATO代表部ウクライナ担当官とのインタビュ、二〇〇八年六月六日、ブリュッセル。
- (52) <http://www.nato.int/docu/update/2008/04-april/e0404a.html>
- (53) Ivo Daalder H. and James Goldgeier (2008) 'NATO: A Mockery of Enlargement', *International Herald Tribune*, 8 April.

- (54) *Ibid.*
- (55) NATO (1997) 'Madrid Declaration on Euro-Atlantic Security and Cooperation: Issued by the Head of State and Government'. Madrid, 8 July, Art. 6.
- (56) 『日経新聞』2001年7月27日。Mattox (2001) 'The United States' 22 頁以下。
- (57) 『レバノン』懸念表明の一例として、Sushko, Oleksandr (2008) 'Is Ukraine Next?', [www.pravda.com.ua/news_print/2008/8/12/79803.htm](http://www.pravda.com.ua/news/print/2008/8/12/79803.htm) を参照。
- (58) <http://euobserver.com/9/26653?rk=1>
- (59) Nicu Popescu, Mark Leonard and Andrew Wilson (2008) 'Can the EU win the peace in Georgia?', ECFR Policy Brief. 25 August. http://ecfr.3cdn.net/4bbadbddd56f3daa1_pym6h1g1.pdf
- (60) Daniel Korski (2008) "Thanks to Russia, NATO is back", European Council of Foreign Affairs, 21 August. http://www.ecfr.eu/content/entry/commentary_russia_nato_georgia/
- (61) Tony Halpin (2008) 'Nato membership vital to our security, says Ukraine's President Yushchenko', *Times Online*, 25 August. <http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/europe/article4602509.ece>
- (62) ヌルジア戦争後のウクライナ国内で、NATO加盟反対の動きが高まった過程については、以下を参照。Dominique Arel (2009) 'Ukraine since the war in Georgia', *Survival*, 50(6): 15-25.
- (63) 'Ukraine to stay out of military alliances', *Euractiv*, 18 May 2010.
- (64) Opening remarks by NATO Secretary General at the meeting of the NATO-Ukraine Commission in Defence Ministers session, Brussels, 10 June 2010.
- (65) Arel (2009) 'Ukraine since the war in Georgia'.
- (66) この点に関しては、二〇〇八年のロシア・グルジア紛争をきっかけとして、NATOの集団防衛は必要な時に本当に機能するのかもしれない。北大西洋条約第五条に対する信頼性をめぐる疑念がバルト諸国やポーランドなどのNATO新規加盟諸国から示されたという背景も存在していた。これについては、鶴岡路人(二〇一〇)「NATOにおける集団防衛をめぐる今日的課題——ロシア・グルジア紛争と北大西洋条約第五条の信頼性」『国際安全保障』第三七

巻第四号において詳細に論じられている。

- (67) EUは、ウクライナと同種のPCAを、ベラルーシ、アルメニア、アゼルバイジャン、ゲルジア、モルドバとの間で締結している。ただしスラルーシとの協定は批准されていない。
- (68) この点については、Haukkala (2008) 'European Neighbourhood Policy', p. 165; Fabrizio Tassinari (2009) *Why Europe Fears Its Neighbours*. Praeger Security International: California, p.28.
- (69) *European Report No.2431* 4 September 1999.
- (70) たゞそれ、同委員長の欧州議会における演説 *European Documents No. 2155*, 22 September 1999。
- (71) *Agence Europe No.8453*, 1 May 2003.
- (72) 前述のプロパライ演説は、「ライター・ヨーロッパ」対象国はロシアとウクライナのみとなっていた。*European Documents No. 2155*, 22 September 1999.
- (73) http://www.eeas.europa.eu/ukraine/index_en.htm
- (74) たゞそれは二〇〇三年当時のパッテン欧州委員(対外関係担当)は、ENPは「モルドバやウクライナなど、EU加盟の意思表示を示している国々の加盟問題は扱わない」と語っている。European Parliament, Debate, 11 March 2003.
- (75) こういったEUの主張については、欧州委員会のサイト (http://ec.europa.eu/world/emp/faq_en.htm) に張領への対応がめられている。
- (76) European Parliament, Debate, 11 March 2003.
- (77) たゞそれはフランスのサルコジ大統領は、ウクライナとの間で加盟を前提とした「超・強化協定 (super-enhanced agreement)」を締結することを議論を展開していた。これらの議論の詳細については、Centre for European Reform の以下のブログを参照。 <http://centreforeuropeanreform.blogspot.com/2008/05/france-finds-friend-in-ukraine.html>
- (78) "Ukraine told that EU door is open", *BBC News*, 6 October 2005 (<http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/4313906.stm>).

- (67) Kuzio (2006) 'Is Ukraine Part of Europe's Future?'
- (68) Tassinari (2009), *Why Europe Fears Its Neighbours*, p. 59.
- (69) Sherr (2009) 'The implication of the Russia-Georgia war for European security', p. 212.
- (70) 風國領域の安全保障文書 http://www.euractiv.com/29/images/080523%20polish-swedish%20proposal_tcm29-172658.doc.
- (71) Statement of the Ministry of Foreign Affairs of Ukraine regarding the development of the Eastern Dimension of the European Union foreign Policy, 26 May 2008; *International Herald Tribune*, 26 May 2008.
- (72) European Council (2008) 'Presidency Conclusions', European Council, 19-20 June, Brussels.
- (73) European Council (2008) 'Presidency Conclusions', European Council, 1 September, Brussels.
- (74) 欧州理事会議長の演説 'European Commission (2008) the Communication from the Commission to the European Parliament and the Council-Eastern Partnership, 3 December. 2008年12月3日 European Commission (2008) Communication Staff Working Document accompanying the Communication from the Commission to the European Parliament and the Council-Eastern Partnership. SEC(2008)2974/3, 3 December. 2008年12月3日。
- (75) COM(2008)823, pp.2-6.
- (76) *Ibid.*, p.7-8.
- (77) SEC(2008)2974/3, pp.7-8.
- (78) 'Eastern Partnership-an ambitious project for 21st century European foreign policy', speech by European Commissioner for External Relations and European Neighbourhood Policy, Benita Ferrero-Waldner, 20 February 2009.
- (79) European Council (2009) Joint Declaration of the Prague Eastern Partnership Summit, Prague, 7 May.
- (80) Tassinari (2009) *Why Europe Fears Its Neighbours*, pp. 62-63.
- (81) 'L'ombre russe sur la sommet UE-Ukraine', *L'express*, 9 Septembre 2008.
- (82) 'EU offers Ukraine partnership, but not membership', *Euractiv*, 23 July 2008.

- (5) 'L'ombre russe sur la sommet UE-Ukraine', *L'express*, 9 Septembre 2008.
- (96) Council of the European Union (2008) 'EU-Ukraine Summit', 12812/08 (Presse 247)Brussels, 9 September.
- (67) 'Ukraine's EU hope dashed', *Financial Times*, 9 September 2008.
- (86) 'Ukraine's EU hope dashed', *Financial Times*, 9 September 2008.
- (66) 'EU keeps door half-open for Ukraine', *Euractiv*, 10 September 2008.
- (80) European Parliament (2010) Resolution on the situation in Ukraine, P7_TA-PROV(2010)0035, Brussels, 25 February.
- (10) Tassinari (2009) *Why Europe Fears Its Neighbours*.
- (20) Karen Smith E.(2001) "Western Actors and the Promotion of Democracy.", in Zielonka, Jan and Pravda, Alex (eds.), *Democratic Consolidation in Eastern Europe. Volume 2: International and Transnational Factors*. Oxford: Oxford University Press, pp. 31-57, esp. pp. 54-55; Tassinari (2009) *Why Europe Fears Its Neighbours*, p.64.
- (30) 'Unbalanced between east and west', *Financial Times*, 1 June 2010.
- (10) Sherr (2009) 'The implication of the Russia-Georgia war for European security', p.215; Asmus, Ronald D. (2010) 'Is Enlargement Dead?', The German Marshall Fund of the United States, 10 May. http://www.gmfus.org/galleries/ct_publication_attachments/OnWider_Series_May_Asmus_Final.pdf;jsessionid=a2cXuvj-Bohwq1yEJ